

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇〇〇

処 分 庁 十和田市長 櫻田 百合子

審査請求人が令和7年8月10日に提起した処分庁による令和7年度の固定資産税及び都市計画税の評価額の決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和7年5月1日、処分庁は、審査請求人が所有する3筆の土地（以下「本件各土地」という。）及び3件の家屋（以下「本件各家屋」という。）について、令和7年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書により審査請求人に通知した。
- 2 令和7年8月10日、審査請求人は、処分庁が審査請求人に対して同年5月1日付けで行った本件処分のうち、本件各土地は市内評価額の最低額にする事を求め、本件各家屋は減価償却の方法により新築時評価額の20%未満にする事を求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 十和田市は何を根拠に本件各土地の評価額を決定したのか。標準宅地の選定方法に不明な点がある。前年度以前の評価額も含めて評価の仕方が不透明である。
 - (2) 十和田市は何を根拠に本件各家屋の評価額を決定したのか。審査請求人は、この件を十和田市に照会したが、明確な回答を得られなかった。
 - (3) よって、審査請求に係る評価額の決定は不当であり、評価額を事案の概要2のとおりとする事を求める。

本件請求を却下する理由

- 1 本件審査請求の適法性について
 - (1) 審査請求人の主張は、「本件各土地は市内評価額の最低額にする事」及び「本件各家

屋は減価償却の方法により新築時評価額の20%未満にする事」を求めるものである。

- (2) 固定資産税の課税標準の基礎となる固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する不服は、固定資産評価審査委員会への審査申出事項であるから（地方税法（昭和25年法律第226号）第432条第1項）、当該事項は固定資産税の賦課についての審査請求の理由とすることができない（同条第3項）。

したがって、本件審査請求において、審査請求人は、本件各土地及び本件各家屋の評価額の不服を主張することができない。

以上から、本件審査請求は不適法である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条第2項及び第45条第1項により、主文のとおり裁決する。

令和7年9月4日

審査庁 十和田市長 櫻田 百合子

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十和田市を被告として（訴訟において十和田市を代表する者は十和田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。